

## 鳥取県告示第635号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、久松山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区の区域を指定する予定であるので、同条第4項において準用する第28条第4項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該区域に係る住民及び利害関係人は、平成22年11月11日までに、知事に縦覧に供された案についての意見書を提出することができる。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 特別保護地区の名称

久松山鳥獣保護区特別保護地区

### 2 久松山鳥獣保護区特別保護地区の区域

久松山鳥獣保護区の区域のうち、鳥取市東町二丁目104、132-1及び国有林鳥取事業区旧城山国有林四林班い小班の区域（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき都市公園として設置された久松公園の区域を除く。）（面積55ヘクタール）

### 3 存続期間

平成23年2月1日から平成32年10月31日まで

### 4 特別保護地区の保護に関する指針の案

#### （1）指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### （2）指定目的

この区域は、鳥取市市街地北側の久松山山麓に位置し、鳥取城跡等歴史的にも重要な地域である。その植生はタブ、シイ、ヤブツバキ等の照葉樹極相林を主体に、ブナ林帯の植生もみられる。コナラ、アラカシ、アカマツ等の二次林、スギ、アカマツの常緑針葉樹人工林も混じる。落葉広葉樹林から常緑樹林植生が混在し、県内でも有数の多様な森林相を形成する地域であり、多様な鳥獣が生息しており、当該区域を特別保護地区に指定し、もって鳥獣の保護を図ろうとするものである。

### 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

鳥取県生活環境部公園自然課及び東部総合事務所生活環境局生活安全課

### 6 1から4までに掲げる事項の縦覧期間

平成22年10月29日から14日間